平成29年度 第2回 美祢市高齢者保健福祉推進会議 会議録(要旨)

日 時 平成 29 年 11 月 2 日 (木) 13:30~14:45

場 所 美祢市民会館 大会議室

出席者 委員17名(欠席1名)

議題

- (1) 美祢市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について
- (2) その他

議事要旨

1 開会

事務局にて進行

2 会長挨拶

札場会長より挨拶

- 3 議事
 - (1) 美祢市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について 事務局から説明を行う。

【意見・質問】

○A委員 看護小規模多機能型居宅介護、これ非常に重要だというか、必要なことと思うのですが、何か具体的な検討はあるのですか。まだ、漠然とこういうものが必要だということでしょうか。

と申しますのは、医療と介護の両面から 24 時間ということになりますと、 必ずドクター、病院なり、開業医さんなりがいて、24 時間いつでも対応できる という状況でないとなかなか難しい。新しい事業所と、病院、開業医、これに 対応できるような施設を既に頭の中にお考えを持っておられるかどうか。

○事務局 私どもが考えておりますのは、在宅での生活において、医療面でのサポートが必要だということで、24 時間対応がしていける体制を整えたい。当然のことながら、市立病院、市立美東病院との連携が当然必要となってきます。病院にかからない状況ながらも看護師の方等の対応で何とかしているというような方については、こういったサービス形態を整えていく必要があろうということで、具体的な事業者はないですが、当然のことながら、この事業を決定するに当たっては、公募という形で対応をさせていただくということにはなります。先ほど説明をさせていただいた中で、このサービス機関を整備するに当たって、市内各事業所にアンケート調査をさせていただいております。

その中で、具体的にこの看護小規模多機能の事業についてもどう思われますか というような、具体的な質問項目を設けてのアンケート調査をさせていただい たところでございます。多くの事業所の方が必要なサービスと思うということ で御回答をいただいておりますし、可能であれば、やる気持もあるというような思いを持っていらっしゃる事業所さんもいらっしゃるというところの中で、 行政としては、この第7期の中で看護小規模多機能を整備していきたいという 方針を出しているところでございます。

美祢市は小さい市ですので、全く当てもないのに計画の中に載せるということをしますと、介護給付費を算定していくには、先ほど説明がありましたようにサービス見込み量を計算していかないといけない、その結果、保険料が上がってしまうということもございますので、ある程度の感触を得た上でサービス形態を整えていきたいという思いの中で、今回、一事業所の整備方針を打ち出しているところでございます。

- ○会長 この看護小規模多機能型居宅介護、人員的にどのくらいの人数が必要とかいうのは、基準は。
- ○事務局 お手元の資料の中では、看護小規模多機能型居宅介護の概要、この中に、主な人員、常勤換算で2.5人の看護職員というところと、ケアマネとその他職員というのが、訪問介護ないし通所を含めた人員になります。
- ○会長 ありがとうございました。今、訪問看護にいかれる方の人数もなかなか厳しくなっていって、採算性もふまえて、なかなか小さい都市では難しい、小さい地域では難しいという実情ではあるのですけど、市がいろいろな支援をしていけるかということもあるとは思います。ほかに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
- ○B委員 資料2のところで、以前、9月19日に我々の意見をというのでそれぞれの委員さんが出されたと思うんです。この資料2にこう書いてあるんです。委員の皆様にお伺いいたしました御意見を参考に、次のとおりその方向性を取りまとめました。我々委員が出した意見と、それはどんなものがどうなっているんだというのは、この会議にはお出しにならなかったんですか。それが1つ。それから、勉強会のときに長寿者の敬老祝金、これについてもいろいろな意見がありました。私も私の考え方を出しました。ところが、今出ているのは、前と全く同じものです。それはいかがなものかと思います。

と言いますのは、前に議会にかけられて、それはその必要性があるから出された。今年度は、御存じの方も多いんですが、今年の秋吉台の山焼きでああいう事故が起こりまして、その対策に対して、市は相当額の金がいるというふうに聞いております。そうしますと、財政が豊かでない市において、やはり倹約っていうんですか、縮小といいますか、できるところはそういうふうにすべきだったのでは。

まず、ひとつ言いたいのは、なぜ、それを、前にそういう敬老祝金というんで すか、それを採用と出され、このたびは今までどおりにしましたよと出されて たのか。

- ○事務局 まず、皆様方からいただいた意見等については、事務局のほうで集約 した資料があるのですけど、名前が載っている状況で、名前を消さしていただ いた上で、このような意見があったというものをお示しさせていただければと 思いますが。
- ○B委員 名前は出てもいいじゃないか。それはそれぞれの責任、自分の考え、 同じですか。どんな感じですか。
- ○事務局 名前を出すことについては、私どもは差し控えたほうがいいのかなという意見として持っているんですけれども、提出された委員の皆様方が自分の名前があってもいいと言われるのであれば、ちょっとお時間をいただければというところで出せるという状況でございます。

それと、もう1点の敬老祝金の件でございます。敬老祝金につきましては、勉強会の中でも見直しを検討すべきという大多数の、ほとんどの皆さんがそのような意見だったと思います。

今回お示しした方向性の中で、前回と同じような文言を用いて方向性を示していることについてというところの御意見でございますけれども、先般、御説明させていただきましたとおり、この敬老祝金支給事業については条例改正が伴うものであって、事務局としては、御存じの方も多いと思いますが、昨年、議会に提案をさせていただいて否決した案件でございます。少し慎重に対応しているというのが本音ではございます。ただ、継続して見直しを検討していきますという表現とさせていただいているのは、この高齢者保健福祉推進会議の委員の皆さんも見直しについて考えているというような御意見を、一旦、お受けさせていただいたあとで、議会の方とさらに細かい協議をしていく必要があることから、この段階で改正しますとは、行政のほうでは書けないということで、前と同じような見直しを検討していきますという表現が最大限の表現だということで御認識いただければと思います。

事務局として、これをこのまま継続していこうという思いを持っているというのではなしに、私どもが昨年度アクションを起こしたように、見直しが必要だと思っている案件の1つですので、継続してこれについては議会サイドと協議をしていき、見直しに向けた対応を図っていく思いは強く思っておりますので、御理解いただければと思います。

○B委員 はい。随分前に、今のお話はよくわかると伝えました。それで、確か に条例を改正しなければいけない。条例で決まっている。それはそうでしょう。 それでいいと思う。

そしたら、条例を変えたらいいんじゃないか。条例をもっとまっとうなってい うと変ですが、誰が考えてもこれぐらいだよというところに、そういうものを 変えたらいいと、そのままずっと行くのではなく、誰かが、俗なことを言えば、 えらい目というか、泥をかぶることをやらなかったら、進歩がないと思います。

- ○会長 ありがとうございます。条例ですから、議会のほうが考えておられますが、行政のほうが手配してくれて話を聞いて、難しいということもありますので、また、多少の間合いをもって、議会対策というところではあります。 ほかに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
- ○C委員 今の意見なんですけど、80、88、90、99、100歳となっていますよね。100歳というのは、なられた方が、毎年毎年ということになると、祝い金か何かわからんような感じじゃないかなと思って私は見ていたんですけど、100歳以上になられた方は1回だけもらう形で、あとは毎年何か記念品とかという格好でもいいんじゃないかなと思うんです。毎年5万円ずつ出していくということはすごい金額になるわけなんです。

今、28年度、29年度で50名増えているんです。そのまま続けていけば、まだ増えてくるわけです。その分で、毎年5万円ずつプラスしていくと、100人おって150、200、250と続けていくわけです。

美祢市がすごく裕福な市だったらそういうのをやられてもいいと思うんです。 増やしても。だけども、そういう祝い金というのは、やはり毎年、毎年貰うん じゃなくて、年に1回なら1回、その人が一生の間で1回100歳を超えたら 1回もらって、あとは何かほかのものでやってもいいんじゃないかなというん ですけども、これは条例ですから議員さんが何を考えているかわかりませんか ら、前回は否決されたということは、議員さんが何かおかしい、問題はないか なというふうに私は考えたんです。

だから、やっぱり平均的にみたら1回は1回というのが普通じゃないかなと思うんですけど、その辺で検討していただいたらいいと思うんですけどね。 あとは議会のほうがしっかりやってください。

- ○会長 ありがとうございます。やっぱり年金をもらえる年齢や保険料も年々上がってきていますし、こういう祝い金ももらえる年齢も少し上げていかないと、人数もどんどん増えていくと思いますので、やっぱり何年か前に条例をつくったんであれば、その条例はそろそろ貰える年齢を含めて考え直さなきゃいけない。廃止というわけではなく、考え直さなければいけないのかなというふうなのは、やはり議会のほうへ提案してもそれはいいのかなと思います。
- ○D委員 それでは、二、三、御質問させていただきます。

まず、資料1の7ページの一番下、健康診査の充実ということで、自己管理意識を高めることで受診率の向上を図るということでありますけれども、これは具体的に既にお考えかどうか、どういうふうにして健診率を高めるかを、まず、1点お伺いさせていただきます。

それから、11ページに低所得者への対策ということで、ここでの低所得者というのは金額的にどの程度のとこまでの所得をお示しされているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

それから、敬老祝金は皆さんがおっしゃいましたので、私のほうからは言いません。

それからもう1点が、資料の2の4ページ、家族介護用品支給事業のところで、 これは、指定する販売店から介護用品を購入し、その現物を支給ということで ございますけれど、この指定販売店というのは、逆に今まであっちこっちの事 業を見ていたたら、結構、単価的に高いんですよね。

今、ドラッグストアとか何とかで、例えば介護用品、おむつとか、そういったのを購入したらかなり安いんです。いわゆる費用というか、上限額が1人につき年額が7万5,000円ということになっていますから、ドラッグストアからの購入とかが可能であれば、そちらのほうが数も多く買えるというふうにも考えられんこともないんです。その点はどういうふうにお考えですか。以上です。

- ○会長 ありがとうございます。事務局のほう、何かありますか。
- ○事務局 済みません。私のほうからは3番目だけ、介護用品の支給事業について、今の指定販売店以外のところからということだと思いますけれども、その点につきましては、行政との取り引き状況というものもあろうかと思いますので、行政のほうが販売店のほうに直接支払うということになるので、市のほうで検討させていただいて、前向きに対応できるように考えたいと思います。
- ○事務局 それでは、私のほうから11ページ目の低所得者への対策のことでご ざいます。

こちらのほうでは、介護保険料ないし食費、居住費等の軽減等の上限額の設定等のことを書いておりますが、保険料に関しましては、今13段階の保険料を設定している中で、それぞれ標準額から第1段階については、基準額の2分の1になるような形で第1段階の設定をしておりますが、さらに公費を投入してというのは、標準基準額を0.5が第1段階の保険料設定になっていますが、さらに、それを0.5から0.45に公費を投入して軽減しております。その段階は、年金収入が80万円以下の方で市県民税が非課税の方というような区分になります。

それから、食事、居住費の補足給付に関しましては、それぞれの食費、居住費の方の段階が2つほど設定があるんですけれども、第1段階の方に関しましては、老齢福祉年金の受給者か生活保護の方というような形、また、その上の段階では、同じように合計所得金額、課税年金収入が80万円以下というような方というような形の基準額の設定があります。

それぞれ国の制度に応じて保険料ないし食費、居住費等の補足給付というのは やっておりまして、低所得者の方に対する対策としましては、このような制度 がございますが、今後、次期計画において、保険料がどのような形でそういう 軽減策が設けられるか、また、消費税の増税等のタイミングで、さらにどうい った制度が設けられるかというのを国の制度に従って市としても対応してい きたいと考えています。

○事務局 健康診査のところの自己管理意識でございますけれども、具体的には 媒体を通じて、市報等を通じた啓発活動になろうかと思います。

そのほかにも、健康教育のところにありますけれども、サロン等の通いの場に、 健康増進課の職員等々が出前講座じゃないですけど、そういった形で実施して おりますもので、そういった形で自己管理意識は高めていただくという形なの かと思います。

○会長 ありがとうございました。まだ、御質問等あるかもしれませんが、一応、 その他のほうで、またあとで御質問があればお伺いいたしますので、協議事項 の2のその他に移りたいと思います。

まず、その他で事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○事務局 3回目の会議を前もってお知らせしたいと思うんですが。

国のほうから、なかなか情報が入りづらいというか、決定されていないんで入ってこないというのが現状でございます。第1回目の際、2回目の会議は10月ぐらいということで、3回目の会議が12月という形でお示ししたと思います。

現状からしますと、少し遅れている状況がございますので、早くて12月中下旬、もしかすると年明けになりかねないというふうな状況となっております。 先ほど基盤整備の際にもお示ししたとおり、施設・居住系サービス、居宅サービス、そういったもろもろのサービス見込み量を推計しながら、次の第3回目には保険料推計を皆様方にお示ししていくことになろうかと思うんです。

その保険料推計をお示しする材料がないと示しようがないというのが事務局が抱えている現状でございますので、その辺はちょっと御了承いただければというところでございます。少し遅れ気味になっているという状況となります。それと先ほどB委員のほうからお話がありました皆様方からいろんな意見を頂戴した際に、事務局としては、今、名前を一緒に管理をさせていただいているところでございますけれども、意見についてはお示しする方向で事務局は考えるんですが、そこに名前を一緒につけていいものかどうかというところについて御意見をいただければと。

- ○会長 3年前の議事の内容を載せると。あれは、あの時も名前を載せるかどうか、ちょっとあったと思うんですけれども、これは、個人情報でありますので、 名前を載せて悪い方があれば、前もって事務局のほうへ伝えていただければ。
- ○事務局 2回目の会議、1回目の会議、これから3回、4回の会議という形で進んでいきます。この会議の結果については、美祢市のホームページ上で公表することにはなっております。

その公表をする際には、委員の皆様方の名前は、現状は伏せております。

それから、資料としてお示しする分については、この中での取り扱いということがいいのか、それらも含めて検討をいただければと思います。

ただ、今回、書面で皆さん方の意見をいただいたという理由の1つが、会議の時間がなかなか長めに設けられないということがあって、書面での意見集約という形をとらせていただきました。本来であれば、この会議の席で皆様方の御発言があってもよろしいかと思うんですけど、そうなると、発言の代替え措置ということであれば名前があっても全然おかしくないとは思っておりますけれども、現状としては事務局としてどうすべきかというのは考えるべきかなと思いまして、付け加えさせていただいたところです。

- ○会長 そうすると、この会議の中での意見のかわりということであれば、この 会議の中での資料だけであれば名前は出しても問題はないという認識でよる しいですかね。はい。
- ○E委員 失礼いたします。意見書を求められたときに、会議の前提としてということはなかったと思います。ただ、意見書としてのものに名前を書いたように思いますので、やはり個人情報の守秘義務とかいうことは考えていただかないといけないですし、計画が策定されていく分においては、委員のみなさん全部列記で名前があってもいいと思いますけれども。

あなたはこういうことを言われたとかという、いろんな弊害があると思います。

- ○B委員 今まではどう。前例は。
- ○事務局 ただ今の前例ということですけれども、これまでは書面での意見集約 というようなことはしていません。
- ○B委員 そうですよね。

我々も文書を見て出すということになれば、なぐり書きとか、思いつきも書きませんから。やっぱりいろいろ調べたりして、自分なりにしたもの、あるいは独断と偏見もあるかもしれません。例えば祝い金何て言うのは全部違うだろうと思うんです。

それはしかし、先ほども言いましたように、自分が出した分ですから、自分の 責任です。それを、ここの委員さんは誰があねえ言うた、そんなことを言う人 はいないと思いますから。

だから、私は自分の意見、あるいは書いたもの、出したものについては、やっぱり自分で責任を持ったということで名前があってもいいと思います。私は出したものの全部控えも取っていますから。

それで、もう一つ言いますと、行政の方に言いますと、普通、ああいうアンケートを取りましたら、委員から出た意見は、これについてはこういうものがありますよと言ったと。それに基づいてこの案をつくりましたというべきであろうと思います。お忙しいと思いますが。

○会長 よくアンケート調査、いろんなところから県もやっておるんですけど、

そのあとで、やっぱり意見の集約した結果は報告してきます。ただ、報告した ときに、こういう意見がこの項目でありました。ただ、どこから出たかという のは大体のところ書いていないのが普通なわけなんです。

だから、先ほど事務局が言われたように、この会議の発言の代わりとしてやったんだったら、誰が発言したかというのは普通わかるもんですから、だから、名前があってもおかしくないということではあります。

ただ、これについても個人差がやっぱり意見にあるわけなんで、個人差がある ということは一概には名前を伏せるべきとはちょっと決めづらいなと思いま すので、事務局にお任せして、今日のこの会で決めるわけには できにくいと いうことで。

- ○事務局 わかりました。先ほどの出してもらいたくないとの御意見もございますので、早急に意見集約している資料を整理し直しまして、皆様方にお配りをさせていただきたいと思うんですが、名前は伏せさせていただく方向で調整させていただければと思います。
- ○F委員 少し前の話で申しわけないですが、課長が言われた祝い金のところの考え方なんですけど、その考え方というか、議会に対してここの委員会ではこういう意見があったということをきっちり決めて、議会の意見を先に、今のはやりで言えば忖度して意向をあれするんじゃなくて、この委員会ではこういう考えが出ました、こういうことになりましたというのをきちっと決めたほうがいいんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。
- ○会長 ありがとうございます。そのときの全体としての案をつくって議会に出したと、それはもう可決か否決かということになるということで、その中の一部をどうするかという問題とは、また違うことになるので。その兼ね合いで、恐らく前もって意見聴取したのじゃないかなと思っています。
- ○F委員 最後の段階のやり取りがもう一つよくわからないんですけれども、前回は、いわゆるこっちの結論、4回目が終わって、それから、パブリックコメントみたいに公開して、ここの結論が出る前に議会のほうが先に決まったような印象があるんですけれども、その辺のことを少し交通整理して、どういう順番でやるのか、ちょっともう1回確認していただきたいんですけど。
- ○事務局 これからの大まかなスケジュールについては、前回の会議でお示しも若干しておりますけれども、12月下旬に3回の会議を行います。先ほど言われたパブリックコメントをそのあと行いまして、いただいた意見を加味したものを4回目の会議で皆様方にお示しして、その段階で決定するというような流れで、こちらの会議のほうはそれで終わりということです。

保険料等、影響がありますので、条例事項でございますから、保険料の条例の 改正は3月議会で上程するという形になろうかと思います。

計画の内容について、議会にどのタイミングで説明するかというのは多分3月

議会になろうかと思います。

- ○F委員 こちらの結論の方が早いの、そのあと議会。
- ○事務局 スケジュール的には、基本的にはそうなろうかと思います。
- ○E委員 終わりになって済みません。前回のときに議会が終わってから委員会が開かれた。また、パブリックコメントは出したあとで委員会がされたという 経緯がありますので、順番は正しい方向でいっていただきたいなとは思っております。
- ○事務局 第4回目が最終のこの会議になるんですが、第4回目の会議が終わって、その後に議会にという形は私どもも調整しながら対応していこうとは思います。

ただ、パブコメのことを言われたんですが、第3回目の会議に保険料を含めた ほぼ最終に近い案を、皆さん方にお示しする。その後にパブリックコメントに かける。パブリックコメントで寄せられた意見等を反映できるようなものがあ りましたら、またその中に反映させていただいた後に4回目の会議をする。そ こが最終の案ということになろうかと思います。

3回目、パブコメ、4回目、議会という順番を、今、想定はしております。

○事務局 済みません。F委員から出ました敬老祝金の件でございます。

ちょっと手元の資料を確認させていただいて、皆様方にいただいた意見の9割近いものが反対意見というか、見直しをすべきだという御意見であるという結果になっています。これについては、また、整理した後、皆様方に配付させていただきたいと思うんですけれども、そのような現状があるということについては議会に示しながら対応をさせていくと。

当然のことながら、賛否があるわけですから、1つの方法でまとめるというよりは、反対の意見もあるし賛成の意見も当然ありますという中での対応を事務局としてはさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○C委員 今の年齢層ですね。統計から出たと思うんですけれども、85から89、90歳以上だけで数字が出ているんですよ。これは90歳以上は全部統一されているんですよね。こっちのほうの祝い金は90と99と100歳にならないと。この年齢別の集計というのはできますか。
- ○事務局 済みません。ただいまの御意見でございますけれども、既にこの状態で国からいただいている、いただいたものをちょっと整理はしているんですけれども、90歳以上の区分については既にくくられているものなので、これをさらに計算式もすごいややこしくて、私どもの中で対応しきれないという現状がございます。

もう既に90歳以上でくくられている部分ですので、その辺は御了承いただければと思います。

○会長 活発な御意見をいただきありごとうございました。

時間の方も過ぎましたし、協議事項はこれで終わりたいと思います。 では、事務局のほうへお返しいたします。

○事務局 札場会長、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の日程をすべて終了させていただければと 思います。

先程も申しましたとおり、次回第3回目は、国の動向により左右されますが、 12月下旬を目標に開催させていただければと思います。

日程のお知らせや資料については、可能な限り早めに対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、ご協力いただきありがとうございました。 大変お疲れ様でした。

4 閉会